

保護命令申立書の書き方について（本人申立用）

大阪地方裁判所第1民事部

- 1 申立書や陳述書等の証拠、子や親族等の同意書（提出があった場合）は相手方に送付します。申立書等は以下の説明をよく読んで書いてください。
- 2 今後、相手方から暴力を振るわれて、**生命・身体**に重大な危害を受けるおそれが多い場合は8頁の第3項に、今後、相手方から暴力又は**生命・身体・自由・名誉・財産**に対する脅迫を受け、**精神**に重大な危害を受けるおそれが多い場合は13頁の第4項にそれぞれ記載してください。
- 3 退去等命令を申し立てる場合は、必ず8頁の第3項に記載してください。
- 4 8～10頁の暴力や脅迫の内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください。）。

※ 例えば、単に、「顔を殴られた」、「脅迫された」、「あざができた」ではなく、それぞれ、「左目のあたりを右のこぶしで1回殴られた」、「私の子供を目の前で殴り、『俺に逆らうと、お前もこうなるぞ』と言われた」、「右脇腹にこぶし大のあざができた」というように具体的に書いてください。

- 5 12頁の今後の暴力のおそれについては、相手方が今後あなたの**生命・身体**に重大な危害を与えるような暴力を振るうであろうとあなたが考える理由として、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由等を書いてください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。
- 6 13～15頁の暴力や脅迫の経緯・内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください。）。特に脅迫については、それが何に対する脅迫か（「**生命・身体**」に対する脅迫、「**自由**」に対する脅迫等）を明らかにして、それぞれ該当箇所に記載してください。

※ 例えば、単に、「悪口を言われた」、「脅迫された」ではなく、それぞれ、「『殺すぞ』と言われた」（**生命・身体**に対する脅迫）、「『仕事を辞めさせてやる』と言われた」（**自由**に対する脅迫）、「『お前の悪い噂をSNSに書き込んでやる』と言われた」（**名誉**に対する脅迫）、「『言うことを聞かないとお前の大切なものを壊す』と言われた」（**財産**に対する脅迫）というように具体的に書いてください。

- 7 18頁の今後の暴力や脅迫のおそれについては、これまでの相手方との生活状況、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由、相手方の暴力や脅迫により生じる精神症状等を踏まえて具体的に記載してください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。

8 19頁の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令における相手方が子を連れ戻すと疑うに足りる言動については、相手方の子に関する言動をできるだけ具体的に書いてください。

※ 例えば、単に、「子供に執着していた」ではなく、「令和〇年〇月〇日、私に暴力を振った後、『子供は意地でも渡さん』と言った」というように具体的に書いてください。

9 19頁の親族等への接近禁止命令においてあなたとの関係が親族以外の場合は、その関係を詳しく具体的に書いてください。また、相手方と面会を余儀なくされる事情についても、なぜあなたがその親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなるのか、理由となる事情を詳しく具体的に書いてください。

10 陳述書は、申立書の申立ての理由の第3項に記載した場合と第4項に記載した場合で、記載する箇所が異なりますのでご注意ください。記載に当たっては、いつ、どういうことがあった、誰がどういうことをした、どういうことを言った、という事実を中心に書いてください。暴力や脅迫のきっかけ等が各場合で違うときは、それぞれについて書いてください。